

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
日本ゼオン株式会社
取締役社長 古河直純

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
（受付開始は9時30分からとさせていただきます。）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
（新丸の内センタービル14階）当社会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第87期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第87期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.zeon.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.zeon.co.jp>)に掲載させていただきます。

目 次

添 付 書 類

・ 事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	3
2. 会社の株式に関する事項	8
3. 会社の新株予約権等に関する事項	9
4. 会社役員に関する事項	10
5. 会計監査人の状況	14
6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制	15
7. 会社の支配に関する基本方針	21
・ 連結貸借対照表	26
・ 連結損益計算書	27
・ 連結株主資本等変動計算書	28
・ 貸借対照表	30
・ 損益計算書	31
・ 株主資本等変動計算書	32
・ 連結計算書類に係る会計監査報告	35
・ 計算書類に係る会計監査報告	36
・ 監査役会の監査報告	37
株主総会参考書類	39

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、国内生産や輸出において昨年3月に発生した東日本大震災の影響から持ち直す動きもみられた一方、長期化する歴史的水準の円高、欧州財政危機や新興国経済の拡大・回復のテンポの鈍化等を背景とする海外経済の減速に加え、期末にかけては原油価格も上昇するなど先行きの不透明感が続き、期を通じては厳しい状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては販売価格の改定、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当期の連結売上高は2,628億42百万円となり、前期に比べて75億40百万円の減収となりました。

また、連結営業利益は321億23百万円となり前期に比べて31億73百万円の減益、連結経常利益は314億87百万円と前期に比べて21億36百万円の減益、連結当期純利益は191億27百万円と前期に比べて8億24百万円の増益となりました。

部門別の概況は以下のとおりです。

〔エラストマー素材事業部門〕

合成ゴムの国内販売は、自動車関連部品向けで震災およびタイ洪水による影響があったものの、主要用途であるタイヤ向けでは顧客の需要が堅調に推移し、また、原料価格に応じた価格改定を実施したことにより、販売数量、売上高とも前期を上回りました。輸出につきましては、国内販売同様に価格改定を行いました。荷繰り販売調整の実施等により販売数量、売上高とも前期を下回りました。海外子会社は、米国子会社の販売数量が前期を下回ったものの、原料価格に応じた価格改定を実施したことにより、売上高は米国子会社、英国子会社のいずれも前期を上回りました。この結果、合成ゴム全体では、売上高は前期を下回りましたが、営業利益は前期を上回りました。

合成ラテックスの国内販売は、価格改定を実施したものの、震災による製紙用途向けの販売の減少等により、販売数量、売上高とも前期を下回りました。輸出につきましては、震災に伴い荷繰り販売調整を実施したこと等により販売数量は前期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前期を上回りました。

この結果、合成ラテックス全体では、売上高は前期を上回りましたが、営業利益は前期を下回りました。

化成品の国内販売は、競合メーカーの事業撤退に伴う引合いもあり、販売数量、売上高とも前期を上回りました。輸出につきましては、国内需要増への対応のため販売数量は前期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前期を上回りました。タイの石油樹脂子会社は、洪水の影響等もあり販売数量は前期を下回りましたが、価格改定を進めた結果、売上高は前期を上回りました。この結果、化成品全体では、売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて27億22百万円増加し1,775億47百万円、営業利益は前期に比べて20億56百万円増加し301億66百万円となりました。

【高機能材料事業部門】

高機能樹脂関連では、光学用途および医療用途向け樹脂の国内外需要が低迷し、販売数量、売上高とも前期を下回りました。高機能部材関連では、モバイル向け光学フィルム等が堅調に推移した一方、世界的な市況の悪化を受けテレビ向け光学フィルムの需要が落ち込んだことから、販売数量、売上高とも前期を下回りました。この結果、高機能樹脂および部材全体では、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

情報材料関連では、電池材料は販売数量、売上高とも前期を上回りましたが、トナーおよびエッチング用ガスは販売数量、売上高とも前期を下回りました。この結果、情報材料全体では、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

化学品関連では、特殊化学品は復興需要や拡販により、販売数量、売上高とも前期を上回りました。一方、合成香料は欧米での景気減速を懸念する動きが強まったことに伴う需要低迷を受け、販売数量、売上高とも前期を下回りました。この結果、化学品全体では、売上高、営業利益ともに前期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて57億72百万円減少し481億34百万円、営業利益は前期に比べて54億31百万円減少し4億91百万円となりました。

【その他の事業部門】

その他の事業においては、子会社の商事部門の売上高が前期を下回りました。この結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて40億64百万円減少し390億57百万円、営業利益は前期に比べて2億45百万円増加し14億35百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、総額229億95百万円でありました。その主要なものはシンガポールS—SBRプラントの建設などでありました。

(3) 資金調達状況

当期の資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金および商業・ペーパーの発行で充ちました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念である「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を実現するために、平成23年度から平成25年度までの中期経営計画『SZ—20（エッセツト 20）』を策定いたしました。

当期は中期経営計画推進の初年度として、計画で掲げました「『2020年のありたい姿』—化学の力で未来を今日にするZEON—」の実現のため、全社事業戦略として「エラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大すること、ならびに「2020年のありたい姿を実現する企業風土を『見える化』をベースに育成すること」の2点を基本方針として、諸課題に取り組んでまいりました。

1点目の全社事業戦略について、エラストマー素材事業では、シンガポールS—SBRプラントの建設をはじめとするグローバル生産体制の更なる展開を進め、海外生産高比率を上げてまいります。また、高機能材料事業では、重点3事業分野（情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス）での研究開発を加速させ、事業拡大を目指してまいります。

2点目の企業風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観（スピード・対話・社会貢献）」を実践し強化する取組みや、「大切にするゼオンらしさ（仲間との相互信頼）」を育み強化する取組みを推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第 84 期	平成21年度 第 85 期	平成22年度 第 86 期	平成23年度 第 87 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	268,857	225,878	270,383	262,842
経 常 利 益 (百万円)	3,848	9,448	33,623	31,487
当 期 純 利 益 (百万円)	2,478	5,020	18,303	19,127
1株当たりの当期純利益(円)	10.50	21.26	78.77	82.75
総 資 産 (百万円)	292,027	281,053	290,596	311,925

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数（ただし、自己株式数は除外）によって算出しております。
2. 第85期は、売上高は減少しましたが、固定費削減と「ZΣ運動」などによるコスト削減に努めた結果、経常利益および当期純利益は増加しました。
3. 第86期は、各事業部門が売上を伸ばし、売上高、経常利益および当期純利益いずれも増加しました。
4. 第87期（当期）は前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ゼオン化成株式会社	百万円 463	% 100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
東京材料株式会社	百万円 228	% 75.3	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン・ケミカルズ社	百万米ドル 36	% 100.0	持株会社
ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社	百万ポンド 23.3	% 100.0	合成ゴムの製造・販売

- (注) ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能部材、情報材料、化学品、医療器材
その他の事業部門	RIM配合液、RIM成形品、プタジエン抽出技術等の技術販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所（大阪市）、名古屋事務所（名古屋市）
工場	高岡工場（富山県）、川崎工場（川崎市）、徳山工場（山口県）、水島工場（岡山県）
研究所	総合開発センター（川崎市）、精密光学研究所（富山県）

② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
国内	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	東京材料株式会社	東京都千代田区
海外	ゼオン・ケミカルズ社	米国
	ゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社	英国

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,857名	0.7%増

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	8,000百万円
農林中央金庫	6,680百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	6,597百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 242,075,556株(自己株式10,906,880株を含む。)
- (3) 株主数 12,221名(前期末比 1,371名減)
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
横 浜 ゴ ム 株 式 会 社	千株 19,482	% 8.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,500	5.41
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	10,679	4.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,823	4.25
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	8,770	3.79
全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	7,450	3.22
旭 化 成 ケ ミ カ ル ズ 株 式 会 社	6,438	2.78
古 河 電 気 工 業 株 式 会 社	5,594	2.42
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,989	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,698	2.03

- (注) 1. 当社は自己株式10,906千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 上記の表には記載しておりませんが、平成24年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3,400千株(持株比率1.47%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成24年3月31日現在）

- ① 目的となる株式の種類および数
普通株式 348,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ③ 新株予約権の主な行使条件
新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。
- ④ 当社役員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
取締役	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	39個	39,000株	平成18年8月16日から平成48年8月15日まで	6名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	40個	40,000株	平成19年8月16日から平成49年8月15日まで	6名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	53個	53,000株	平成20年8月12日から平成50年8月11日まで	6名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	86個	86,000株	平成21年8月13日から平成51年8月12日まで	9名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	77個	77,000株	平成22年7月15日から平成52年7月14日まで	9名
	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）	53個	53,000株	平成23年7月14日から平成53年7月13日まで	10名

(2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	古 河 直 純	
取締 役 常務執行役員	南 忠 幸	経営管理担当、経営管理統括部門長 ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役
取締 役 常務執行役員	荒 川 公 平	研究・知的財産担当
取締 役 常務執行役員	伏 見 好 正	エラストマー事業部門担当
取締 役 常務執行役員	田 中 公 章	経営企画担当ならびに人事・総務担当
取締 役 常務執行役員	大 島 正 義	高機能事業部門担当、高機能樹脂・部材事業部長 泉瑞股份有限公司董事長
取締 役 執行役員	武 上 博	C S R 担当ならびに生産担当
取締 役 執行役員	長谷川 純	ラテックス事業部長
取締 役 執行役員	平 川 宏 之	特別プロジェクト担当 ゼオンケミカルズシンガポール株式会社取締役社長 ゼオンアジア株式会社取締役社長
取締 役 執行役員	伊 藤 敬	経営企画統括部門長、人事総務統括部門長、原料統括、 経営企画部長、人事部長
取締 役	伊 藤 晴 夫	富士電機株式会社相談役
常勤監査役	岡 田 誠 一	
常勤監査役	岩 田 峰 郎	
監 査 役	藤 田 讓	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協 会会長
監 査 役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社代表取締役会長兼 C E O
監 査 役	森 信 博	日本ハーデス株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち藤田讓、南雲忠信および森信博の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役のうち伊藤晴夫氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役のうち藤田讓、南雲忠信および森信博の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりであります。

6. 平成23年6月29日開催の第86回定時株主総会において、伊藤敬および伊藤晴夫の両氏は新たに取締役に、岡田誠一、南雲忠信および森信博の各氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。
- | | | |
|-----------|---------|------------------|
| 取 締 役 | 岡 田 誠 一 | (平成23年6月29日任期満了) |
| 取 締 役 | 柿 沼 秀 一 | (平成23年6月29日任期満了) |
| 常 勤 監 査 役 | 三ッ堀 修 一 | (平成23年6月29日任期満了) |
| 監 査 役 | 富 永 靖 雄 | (平成23年6月29日任期満了) |
| 監 査 役 | 石 原 民 樹 | (平成23年6月29日任期満了) |
8. 平成23年6月29日開催の取締役会において、執行役員田中公章および大島正義の両氏は、常務執行役員に選任され、それぞれ就任いたしました。
9. (ご参考) その他の執行役員(取締役に兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	井 上 幹 雄	ケミカル事業部門担当、化成品事業部長
執 行 役 員	朝比奈 宏	総合生産センター長、生産革新センター長
執 行 役 員	桜 井 賢 典	R I M T E C株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	梅 澤 佳 男	ゼオンコリア株式会社代表理事
執 行 役 員	今 井 廣 史	瑞翁(上海)管理有限公司董事長 瑞翁化工(上海)有限公司董事長 瑞翁貿易(上海)有限公司董事長 瑞翁化工(広州)有限公司董事長
執 行 役 員	三 平 能 之	総合開発センター長、総合開発センター管理部長、知的財産部長
執 行 役 員	西 嶋 徹	水島工場長、ものづくり研修所長
執 行 役 員	山 本 俊 一	C S R統括部門長、C S R推進室長
執 行 役 員	黒 田 雄 三	ゴム事業部長、ゴム事業管理部長
執 行 役 員	藤 澤 浩	高岡工場長 ゼオンノース株式会社代表取締役社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	13名	405百万円	株主総会決議による取締役報酬限度額は年額550百万円（平成19年6月定時株主総会決議）
監 査 役	8名	73百万円	株主総会決議による監査役報酬限度額は年額100百万円（平成19年6月定時株主総会決議）
合 計	21名	478百万円	

- (注) 1. 上記表の人数には、平成23年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役3名を含めております。
2. 上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションとして付与された新株予約権による報酬額を含めております。なお、株主総会決議による取締役ストックオプション報酬限度額は年額2億円（平成18年6月定時株主総会決議）であります。
3. 上記のうち、社外役員6名（平成23年6月29日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含みます。）に対する報酬等の総額は26百万円であります。
4. 上記のほか、次のとおりの支給があります。
- | | |
|-----------------------------|-------|
| 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む） | 61百万円 |
| 退任取締役（2名）に対する退職慰労金 | 35百万円 |
| 退任監査役（3名）に対する退職慰労金 | 8百万円 |

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役であります。同社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田譲氏は、朝日生命保険相互会社最高顧問であり、同社との間には借入金等の取引関係があります。加えて、同社は当社株式10,679千株（持株比率4.62%）を保有しております。また、同氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長でもあります。同協会との間には重要な取引関係等はありません。

監査役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社代表取締役会長兼CEOであり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式19,482千株（持株比率8.43%）を保有しております。

監査役森信博氏は、日本ハーデス株式会社代表取締役会長であります。同社との間には重要な取引関係等はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士通株式会社および東光電気株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田譲氏は、富士急行株式会社の社外取締役ならびに株式会社A D E K A、古河電気工業株式会社、富士電機株式会社、日本軽金属株式会社および日本通運株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役森信博氏は、株式会社東京ドームの社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会には、取締役伊藤晴夫氏がその8割に、監査役藤田譲氏がその8割弱に、南雲忠信氏がその9割に、森信博氏がその全てにそれぞれ出席しました。また、当期中に開催された監査役会には、監査役南雲忠信氏がその8割弱に、藤田譲氏および森信博氏がその全てにそれぞれ出席しました。各氏とも、その企業経営者としての豊富な経験に基づいた質問等を積極的に行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤晴夫氏、監査役藤田譲氏、南雲忠信氏および森信博氏との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
会計監査人としての報酬	67百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して財務デューデリジェンスに係る支援業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、当社は、会計監査人の継続監査年数その他の事情を総合的に勘案いたしまして、その再任または不再任の決定を行うものいたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております（最終改定日：平成22年12月21日）。

内部統制システム整備に関する取締役会決議

平成22年12月21日

日本ゼオン株式会社取締役会

（前文）

内部統制とは、リスク管理体制のもとに法令遵守・コンプライアンスの意識を高め、業務の有効性と効率性を両立させた経営を行い、その結果を適正に開示し、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たすために必須となる、企業内部において自律的に制御する業務執行のプロセスである。

会社法は、取締役会がその専権として内部統制システムの整備についての大綱（基本方針）を定めることを求めており、これに従って代表取締役その他の取締役が、それぞれの担当業務について、その従業員とともに実効ある内部統制システムを具体化して構築しなければならない。

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する基本方針」を以下のとおり決定する。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものとする。

内部統制システム整備に関する基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- ① 取締役会は、すべての取締役で組織し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
- ② 取締役は、経営に関する重要な事項について、「常務会規程」に基づき、社長、常務以上の役付執行役員及び社長が別に委嘱した者で組織する常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。取締役は、常務会で審議・決定された議案のうち「取締役会規程」に定めのある重要事項について、取締役会に送付し審議・決定する。
- ③ 取締役は、「CSR行動指針遵守に関する誓約書」を就任のときに取締役社長宛に提出し、CSR行動指針の遵守を誓約する。取締役のうち事業部を担当する取締役は、「独占禁止法遵守に関する誓約書」を就任後、独占禁止法遵守部会部長宛に提出し、独占禁止法の遵守を誓約する。
- ④ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。
- ⑤ 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行う。
- ⑥ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することをCSR行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。
 - (1) 株主総会議事録
 - (2) 取締役会議事録
 - (3) 常務会議事録
 - (4) 重要な会議体及び委員会の議事録
- ② ①に定める文書の他、契約書、判決書その他の文書については、文書の保存に関する規則に基づき適切に保存及び管理を行うものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、個別の損失の危険に対応するために、「独占禁止法遵守規則」「製造物責任管理規程」「安全保障輸出管理規則」等の諸規程を整備する。

② 社長を議長とするCSR会議を設置し、CSR会議のもとに次の7つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。

(1) CSR基本政策委員会

当社グループ全体のCSR活動を活性化させるために設置し、CSR活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

(2) コンプライアンス委員会

法令違反の予防のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案し、主管部門に実施させる。当社グループの役員・従業員が一人ひとり、社会から求められる価値観・倫理観によって誠実に行動することを求め、それを通して公正かつ適切な経営を実現し、地域・社会との調和をはかり、当社の事業を発展させていくことを目的とする。コンプライアンス委員会の下部組織として次の部会を設ける。

・独占禁止法遵守部会

当社グループの役員及び従業員が独占禁止法に違反することを事前に防止するために設置し、公正で自由な企業間競争を行うことを目的とする。

・安全保障輸出管理部会

適正な安全保障輸出管理のために設置し、当社グループが販売する製商品及び供与する技術に関して、外国為替及び外国貿易管理法並びに同法の関連法令の規定に従い、適正な輸出及び国内販売を行うことを目的とする。

・内部統制部会

当社グループにおける財務報告に係る内部統制の構築と評価を推進し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度を統括することを目的とする。

・情報セキュリティ部会

当社グループ全体における情報を適切に管理すること、及び情報資産を漏洩・改ざん等の脅威から安全に保護することを目的とする。

(3) 危機管理委員会

事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、内部通報制度を整備する。リスク情報の通報先として、危機管理委員会とともに社外に設置した弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」を設け、情報提供の仕組みを整備し、もって社内の自律的な危機管理体制を担保する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。前記に関わらず、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体及び各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度及びイメージの向上を図ること、並びに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善及び品質保証教育に関する活動計画立案、並びにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) PL委員会

当社グループのPL予防及びPL教育に関する活動計画立案、並びにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案及び重点課題の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認及び改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、並びに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、社長、常務以上の役付執行役員及び社長が別に委嘱した者をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「方針管理規程」等の諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「CSR基本方針」、具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定める。

社長を議長とするCSR会議を設置し、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。また、適宜に規則・ガイドラインの策定、コンプライアンス教育を実施する。

② 取締役及び従業員は、従業員の法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。

③ コンプライアンス委員会委員長は、法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての情報を容易に入手するための通報窓口として、危機管理委員会及び社外の弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」の内部通報制度の周知を図り、その適正な運用を行う。

④ 幹部職以上の従業員は、「CSR行動指針遵守に関する誓約書」を取締役社長宛に毎年1回提出し、CSR行動指針の遵守を誓約する。

⑤ 事業部の部長職以上の従業員は、「独占禁止法遵守に関する誓約書」を独占禁止法遵守部会部会長宛に毎年1回提出し、独占禁止法の遵守を誓約する。

⑥ 監査役は、当社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

① 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社及び子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。

② 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動指針」を定め、これを基礎として、グループ企業各社で諸規程を定めるものとする。

③ 子会社の経営管理については、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

④ 子会社の役員及び従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。

⑤ 当社及び子会社の内部監査は当社グループ共通の内部監査基準に基づいて実施するものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号・第2号）
- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第3号・第4号）
- ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - ② 取締役及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
 - ④ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われまます。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地（ギリシャ語で「ゼオ」）と永遠（ギリシャ語で「エオン」）からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるG P B法およびG P I法その他の独自技術により、原油生成物であるC 4留分およびC 5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。

このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「優れた製品やサービス」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社はエラストマー素材事業と高機能材料事業のそれぞれの強みを磨き上げ、両輪でグローバルに事業を拡大することを基本方針に、海外新生産拠点の構築と重点3事業分野（情報用部材・エナジー用部材・メディカルデバイス）での新製品開発へのリソース積極投入による研究開発の加速、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、新規探索開発活動の強化といった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献する製品・サービスの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠であり、当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR（Corporate Social Responsibility）を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、平成23年1月からは、社長を議長とした『CSR会議』を最高機関とする新たなCSR推進体制をスタートさせ、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者（いわゆるステークホルダー）の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入いたしました。有効期間満了にあたり、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会において、一部改定のうえ継続する決議をいたしました（以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。）。当社は本対応方針を、平成23年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/ir/news/20110523_2.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成23年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は株主の皆様のご承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

備 考

事業報告は次により記載されております。

1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	169,244	流 動 負 債	120,312
現金及び預金	13,302	支払手形及び買掛金	71,552
受取手形及び売掛金	67,117	短期借入金	26,383
商品及び製品	40,017	未払法人税等	3,615
仕掛品	3,690	賞与引当金	1,763
原材料及び貯蔵品	9,082	その他の引当金	2,529
未収入金	30,051	そ の 他	14,470
繰延税金資産	3,590	固 定 負 債	56,133
そ の 他	2,438	社 債	10,000
貸倒引当金	△43	長期借入金	31,201
固 定 資 産	142,680	繰延税金負債	1,004
有 形 固 定 資 産	97,774	退職給付引当金	10,523
建物及び構築物	32,595	環境対策引当金	718
機械装置及び運搬具	33,650	その他の引当金	66
土地	13,621	そ の 他	2,620
建設仮勘定	14,478	負 債 合 計	176,444
そ の 他	3,430	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	4,017	株 主 資 本	138,340
投資その他の資産	40,890	資 本 金	24,211
投資有価証券	34,336	資 本 剰 余 金	18,372
繰延税金資産	916	利 益 剰 余 金	103,861
そ の 他	6,018	自 己 株 式	△8,104
貸倒引当金	△381	その他の包括利益累計額	△5,889
資 産 合 計	311,925	その他有価証券評価差額金	5,210
		繰延ヘッジ損益	1
		為替換算調整勘定	△9,063
		年金負債調整額	△2,037
		新 株 予 約 権	228
		少 数 株 主 持 分	2,801
		純 資 産 合 計	135,480
		負 債 純 資 産 合 計	311,925

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	262,842
売 上 原 価	186,296
売 上 総 利 益	76,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	44,423
営 業 利 益	32,123
営 業 外 収 益	1,796
受 取 利 息	110
受 取 配 当 金	868
物 品 売 却 益	389
雑 収 入	428
営 業 外 費 用	2,432
支 払 利 息	1,042
為 替 差 損	265
休 止 固 定 資 産 減 価 償 却 費	823
雑 損	302
経 常 利 益	31,487
特 別 利 益	1,279
負 の の れ ん 発 生 益	845
事 業 譲 渡 益	416
そ の 他	18
特 別 損 失	1,362
固 定 資 産 処 分 損	294
減 損 損 失	245
投 資 有 価 証 券 評 価 損	731
そ の 他	92
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	31,404
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,153
法 人 税 等 調 整 額	1,436
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	19,815
少 数 株 主 利 益	688
当 期 純 利 益	19,127

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本		
資本金		
当期首残高		24,211
当期変動額		
当期変動額合計		—
当期末残高		24,211
資本剰余金		
当期首残高		18,374
当期変動額		
自己株式の処分		△2
当期変動額合計		△2
当期末残高		18,372
利益剰余金		
当期首残高		87,277
当期変動額		
剰余金の配当		△2,543
当期純利益		19,127
自己株式の処分		△1
当期変動額合計		16,584
当期末残高		103,861
自己株式		
当期首残高		△8,147
当期変動額		
自己株式の処分		51
自己株式の取得		△8
当期変動額合計		43
当期末残高		△8,104
株主資本合計		
当期首残高		121,715
当期変動額		
剰余金の配当		△2,543
当期純利益		19,127
自己株式の処分		48
自己株式の取得		△8
当期変動額合計		16,625
当期末残高		138,340
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		2,347
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		2,863
当期変動額合計		2,863
当期末残高		5,210

(単位：百万円)

繰延ヘッジ損益	
当期首残高	0
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1
当期変動額合計	1
当期末残高	1
為替換算調整勘定	
当期首残高	△7,899
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,164
当期変動額合計	△1,164
当期末残高	△9,063
年金負債調整額	
当期首残高	△1,288
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△749
当期変動額合計	△749
当期末残高	△2,037
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△6,840
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	951
当期変動額合計	951
当期末残高	△5,889
新株予約権	
当期首残高	234
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6
当期変動額合計	△6
当期末残高	228
少数株主持分	
当期首残高	3,659
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△858
当期変動額合計	△858
当期末残高	2,801
純資産合計	
当期首残高	118,767
当期変動額	
剰余金の配当	△2,543
当期純利益	19,127
自己株式の処分	48
自己株式の取得	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88
当期変動額合計	16,713
当期末残高	135,480

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	136,313	流動負債	110,605
現金及び預金	7,529	買掛金	64,022
受取手形	133	短期借入金	23,676
売掛金	53,221	リース債務	63
商品及び製品	28,966	未払金	10,919
仕掛品	2,999	未払費用	2,829
原材料及び貯蔵品	6,241	未払法人税等	2,735
前払費用	506	前受金	309
繰延税金資産	2,597	預り金	2,336
未収入金	28,937	賞与引当金	1,064
短期貸付金	5,001	修繕引当金	2,374
その他の他	334	環境対策引当金	125
貸倒引当金	△151	その他の他	152
固定資産	142,002	固定負債	49,205
有形固定資産	81,257	社債	10,000
建物	23,561	長期借入金	30,450
構築物	5,747	リース債務	168
機械装置	29,188	長期未払金	164
車両運搬具	16	修繕引当金	47
工具器具備品	1,868	退職給付引当金	6,949
土地	10,598	環境対策引当金	718
リース資産	218	資産除去債務	708
建設仮勘定	10,061	負債合計	159,810
無形固定資産	3,444	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,324	株主資本	113,267
その他の他	120	資本金	24,211
投資その他の資産	57,300	資本剰余金	18,336
投資有価証券	31,564	資本準備金	18,336
関係会社株式	20,498	利益剰余金	78,824
関係会社出資金	1,540	利益準備金	3,027
長期貸付金	664	その他利益剰余金	75,797
長期前払費用	1,707	圧縮記帳積立金	779
繰延税金資産	184	別途積立金	9,081
その他の他	1,301	繰越利益剰余金	65,937
貸倒引当金	△157	自己株式	△8,104
資産合計	278,314	評価・換算差額等	5,009
		その他有価証券評価差額金	5,009
		新株予約権	228
		純資産合計	118,504
		負債純資産合計	278,314

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	187,119
売 上 原 価	129,649
売 上 総 利 益	57,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	33,225
営 業 利 益	24,245
営 業 外 収 益	2,183
受 取 利 息 ・ 配 当 金	1,462
そ の 他	721
営 業 外 費 用	2,139
支 払 利 息	934
そ の 他	1,205
経 常 利 益	24,289
特 別 利 益	16
固 定 資 産 売 却 益	16
特 別 損 失	1,050
固 定 資 産 処 分 損	267
関 係 会 社 株 式 評 価 損	319
投 資 有 価 証 券 評 価 損	332
そ の 他	131
税 引 前 当 期 純 利 益	23,255
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,786
法 人 税 等 調 整 額	1,064
当 期 純 利 益	14,405

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	24,211
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	24,211
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	18,336
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	18,336
その他資本剰余金	
当期首残高	2
当期変動額	—
自己株式の処分	△2
当期変動額合計	△2
当期末残高	—
資本剰余金合計	—
当期首残高	18,337
当期変動額	—
自己株式の処分	△2
当期変動額合計	△2
当期末残高	18,336
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	3,027
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	3,027
その他利益剰余金	
圧縮記帳積立金	—
当期首残高	780
当期変動額	—
圧縮記帳積立金の積立	54
圧縮記帳積立金の取崩	△54
当期変動額合計	△1
当期末残高	779
別途積立金	—
当期首残高	9,081
当期変動額	—
当期変動額合計	—
当期末残高	9,081

(単位：百万円)

繰越利益剰余金	
当期首残高	54,074
当期変動額	
圧縮記帳積立金の積立	△54
圧縮記帳積立金の取崩	54
剰余金の配当	△2,543
当期純利益	14,405
自己株式の処分	△1
当期変動額合計	<u>11,862</u>
当期末残高	<u>65,937</u>
利益剰余金合計	
当期首残高	66,962
当期変動額	
圧縮記帳積立金の積立	—
圧縮記帳積立金の取崩	—
剰余金の配当	△2,543
当期純利益	14,405
自己株式の処分	△1
当期変動額合計	<u>11,862</u>
当期末残高	<u>78,824</u>
自己株式	
当期首残高	△8,147
当期変動額	
自己株式の処分	51
自己株式の取得	△8
当期変動額合計	<u>43</u>
当期末残高	<u>△8,104</u>
株主資本合計	
当期首残高	101,364
当期変動額	
剰余金の配当	△2,543
当期純利益	14,405
自己株式の処分	48
自己株式の取得	△8
当期変動額合計	<u>11,903</u>
当期末残高	<u>113,267</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,276
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,733
当期変動額合計	<u>2,733</u>
当期末残高	<u>5,009</u>
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,276
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,733
当期変動額合計	<u>2,733</u>
当期末残高	<u>5,009</u>

(単位：百万円)

新株予約権	
当期首残高	234
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△6</u>
当期変動額合計	<u>△6</u>
当期末残高	<u>228</u>
純資産合計	
当期首残高	103,874
当期変動額	
剰余金の配当	△2,543
当期純利益	14,405
自己株式の処分	48
自己株式の取得	△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>2,728</u>
当期変動額合計	<u>14,631</u>
当期末残高	<u>118,504</u>

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 沼田 徹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井 俊次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月16日

日本ゼオン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 沼田 徹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 百井 俊次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤原 選 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

日本ゼオン株式会社 監査役会

常勤監査役	岡田誠一	ⓧ
常勤監査役	岩田峰郎	ⓧ
社外監査役	藤田讓	ⓧ
社外監査役	南雲忠信	ⓧ
社外監査役	森信博	ⓧ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。

このような方針のもとに、平成24年3月期の期末配当金につきましては、以下のとおり1株あたり6円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めると1株あたり11円となり、前年度実績から1円の増配となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円00銭 総額1,387,012,056円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成24年6月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

現任取締役11名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ふるかわ なおずみ 古河直純 (昭和19年12月22日生)	昭和42年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役社長(現任)	102,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たなか きみあき 田中公章 (昭和28年2月19日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役 兼執行役員 平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 経営企画担当 兼人事・総務担当	30,000株
3	ふしみ よしまさ 伏見好正 (昭和25年12月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 兼執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 エラストマー事業部門担当	51,000株
4	おおしま まさよし 大島正義 (昭和26年8月19日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼執行役員 平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 高機能事業部門担当 兼高機能樹脂・部材事業部長 (重要な兼職の状況) 泉瑞股份有限公司董事長	10,000株
5	みなみ ただゆき 南忠幸 (昭和27年4月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 兼執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 経営管理担当 兼経営管理統括部門長 (重要な兼職の状況) ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役	53,000株
6	あらかわ こうへい 荒川公平 (昭和29年2月5日生)	平成14年1月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 兼執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任) 現在 研究・知的財産担当	45,000株
7	たけがみ ひろし 武上博 (昭和26年7月25日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年8月 当社徳山工場長 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社取締役 兼執行役員 (現任) 現在 C S R担当 兼生産担当	34,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	いとう はるお 伊藤 晴夫 (昭和18年11月9日生) ※社外取締役候補者	昭和43年4月 富士電機製造株式会社入社 平成10年6月 富士電機株式会社取締役 平成15年10月 富士電機システムズ株式会社 代表取締役社長 平成18年6月 富士電機ホールディングス株 式会社代表取締役 取締役社 長 平成22年4月 同社取締役相談役 平成22年6月 同社相談役 (現任) 平成23年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 富士電機株式会社 (旧社名 富士電機ホール ディングス株式会社) 相談役 富士通株式会社社外取締役 東光電気株式会社社外取締役	0株
9	はせがわ じゅん 長谷川 純 (昭和29年9月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年4月 当社総合開発センター長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼執行役員 (現 任) 現在 ラテックス事業部長	29,000株
10	ひらかわ ひろゆき 平川 宏之 (昭和33年8月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成20年4月 当社経営企画部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社取締役 兼執行役員 (現 任) 現在 特別プロジェクト担当 (重要な兼職の状況) ゼオンケミカルズシンガポール株式会社取締 役社長 ゼオンアジア株式会社取締役社長	15,000株
11	いとう けい 伊藤 敬 (昭和34年6月1日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 ゼオンメディカル株式会社代 表取締役 平成21年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社取締役 兼執行役員 (現 任) 現在 経営企画統括部門長、人事総 務統括部門長、原料統括、経 営企画部長 兼人事部長	11,000株

- (注) 1. 伊藤晴夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士電機株式会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その視点に基づく当社の経営についての指導と提言を期待するためであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年間であります。
2. 当社は、伊藤晴夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当社は、伊藤晴夫氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 大島正義氏は、泉瑞股份有限公司董事長であり、当社は同社と高機能樹脂製品の販売等の取引を行っております。
5. その他の候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、藤田譲氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
ふじ た ゆずる 藤 田 譲 (昭和16年11月24日生) ※社外監査役候補者	平成4年7月 朝日生命保険相互会社取締役 平成8年4月 同社代表取締役社長 平成13年6月 当社監査役(現任) 平成20年7月 朝日生命保険相互会社代表取締役会長 平成21年7月 同社最高顧問(現任) (重要な兼職の状況) 朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長 富士急行株式会社社外取締役 株式会社A D E K A社外監査役 古河電気工業株式会社社外監査役 富士電機株式会社社外監査役 日本軽金属株式会社社外監査役 日本通運株式会社社外監査役	0株

- (注) 1. 藤田譲氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は朝日生命保険相互会社の経営に長年携われ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待するためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年間であります。
2. 当社は、藤田譲氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 藤田譲氏が代表取締役を兼任しておりました朝日生命保険相互会社は、平成13年度から平成17年度の5年間に支払った保険金および給付金についての再点検により、保険金の支払い漏れ等の事実が判明し、平成20年7月に金融庁から業務改善命令を受けました(なお、十分な改善措置が講じられたとして、平成23年12月に当該命令は解除されております)。同

氏は、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において、当該対応方針の適正性を確保し、また再発防止に向けた適切な対策を講ずることを指示するなど、その職責を果たしております。

同氏が社外監査役を兼任しております横浜ゴム株式会社は、平成18年の同社内における調査によりマリナーホース販売をめぐるカルテルへの関与が明らかとなったことから、公正取引委員会に調査結果を報告するとともに課徴金減免制度の適用申請を行い、平成20年2月、同制度による課徴金の免除を受けました。同氏は、当該事実には関与しておらず、同事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃より監査役会等で法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意を喚起してまいりました。同事件発生後はコンプライアンス委員会の活動を監査役会でチェックするなど再発防止へ向けて、法令遵守の必要性の意見表明を行っております。

同氏が社外監査役を兼任している古河電気工業株式会社は、同社グループ内の自主総点検により、銅・銅合金の板・管製品の一部についてJ I S規格と異なる試験により品質に関わる性能値を算出していたことが判明し、平成20年8月にJ I Sマーク認証の取消処分を受けました（平成21年4月に同認証を再取得）。また平成21年3月に架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成22年5月に光ファイバーケーブルおよび同関連製品に関し、それぞれ独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令等を受けました。加えて平成23年度におきましては、同社「第190期事業報告 1.企業集団の現況に関する事項」に記載のとおり、自動車用ワイヤーハーネスおよび同関連製品に係る競合他社とのカルテルの件などについて、一連の処分や調査を受けております。同氏は、上記の事実の判明時までこれらの行為を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起してまいりました。これらの事実の判明後においては、当該事実および対応方針が報告、審議された同社取締役会等において事実の解明やコンプライアンス意識の徹底を求め、また同社グループ全体でのコンプライアンス体制整備について提言を行いました。

同氏が社外監査役を兼任している日本通運株式会社は、平成21年3月に国際航空貨物利用運送に係る燃油サーチャージ等に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は当該事実に関与しておらず、同事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会および監査役会において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意を喚起してまいりました。同事件発生後は、再発防止に向けた行動指針・諸規程の見直し、従業員教育の充実等に関して、適宜提言を行っております。

4. 当社は、藤田讓氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。
5. 藤田讓氏と当社との間には、会社法施行規則第76条第1項第2号に定める特別の利害関係はありません。

以上

会場ご案内



- JR東京駅 丸の内北口通路より直結
- 東京メトロ丸の内線東京駅 丸の内北口通路より直結
- 東京メトロ東西線大手町駅 地下通路より直結